

## 7 児童発達支援事業所



### ○児童発達支援事業所ってなに？

障害のある未就学の子どもが通い、療育（治療的教育）や生活の自立のための支援を受けることができる施設です。

### ○児童発達支援事業所を利用するメリットは？

保育所や幼稚園といった集団の中で生活することが難しい子どもは、そのまま集団の中で生活しても集団についていくことができず、うまく発達が促されない場合があります。

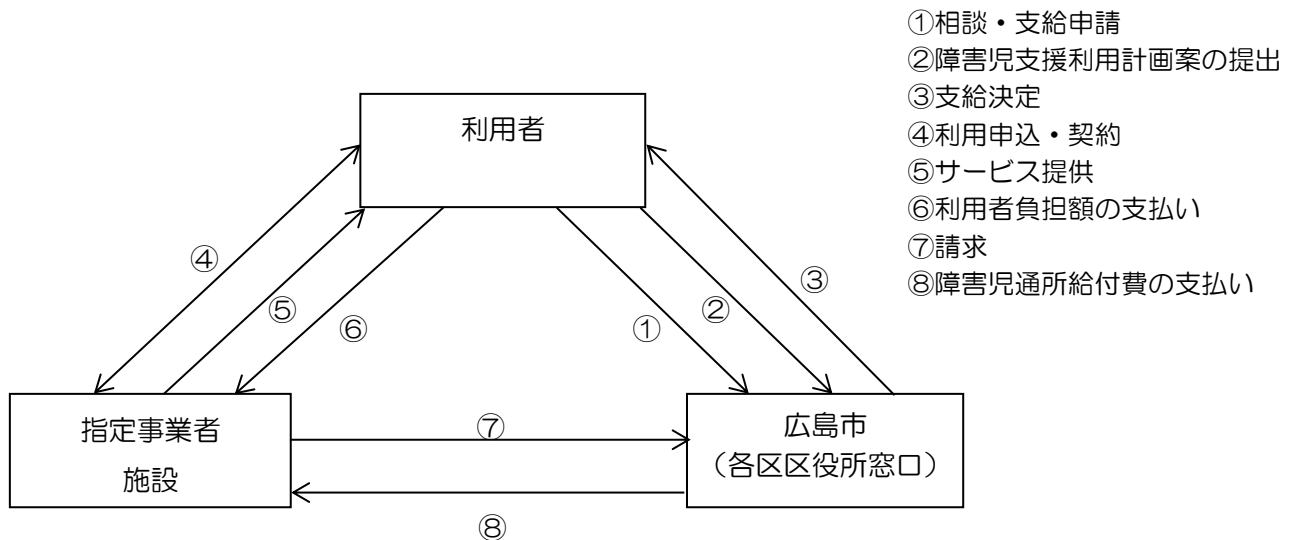
児童発達支援事業所では、その子どもの特性を踏まえて、身辺自立などの日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育を行います。

### ○児童発達支援事業所を利用するには？

児童発達支援事業所を利用するためには、区役所で所定の手続きを行い、「障害児通所支援受給者証」を発行してもらう必要があります。この際、障害者手帳か、主治医の意見書などが必要となります。また、障害児支援利用計画書もあわせて提出する必要があります。

詳しくは各区福祉課（78ページ）にお問い合わせください。

### ○利用までの流れは？



① 相談・支給申請

区役所窓口で自分の状況を説明し、どんなサービスが利用できるのか、どんな事業所があるのか、どんな書類が必要かなどを相談・情報収集しましょう。手帳が無い方は申請にあたり主治医の意見書などが必要となりますので、意見書の様式をもらい、病院で主治医に意見書を書いてもらいましょう。

また、気になる事業所をあらかじめ見学しておくのもよいでしょう。

※広島市ホームページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>) 内「広島市内の障害福祉サービス等及び地域生活支援事業 事業者・施設情報一覧」に事業所一覧もあります。

② 障害児支援利用計画案の提出

児童発達支援を利用するための障害児支援利用計画案を、指定障害児相談支援事業所※と契約をして作成してもらい、区役所に提出します。障害児支援利用計画案に代えて、本人や家族等の支援者が作成したセルフプランを提出することもできます。障害児支援利用計画案の作成についての利用者負担はありません。

※指定障害児相談支援事業所：障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（内容が適切かどうかなどサービス等の利用状況の検証）を行うなどの支援を行います。

③ 支給決定

子どもの障害の状況やサービスの利用意向、障害児支援利用計画案などを踏まえ、市が支給決定を行い、「障害児通所支援受給者証」が発行されます。

④ 利用申込、契約

支給決定を受けた利用者は、指定事業者・施設に利用の申込みを行い、支給決定の範囲内で契約を結びます。

⑤ サービス提供

契約を締結した利用者は、受給者証を指定事業者・施設に提示し、契約の範囲内でサービスの提供を受けます。

⑥ 利用者負担額の支払い

サービス提供を受けた利用者は、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

⑦ 請求

指定事業者・施設は、利用者負担額などを除いた障害児通所給付費を市に請求します。

⑧ 障害児通所給付費の支払い

市は、障害児通所給付費を指定事業者・施設に支払います。

### ○利用者負担額の金額はどれぐらいなの？

保護者の所得に応じた月ごとの上限額までの1割の定率負担です。事業所によっては食費等の実費負担がある場合があります。

区 分	世 帯 の 収 入 状 況		負担上限月額
生 活 保 護	生活保護受給世帯		0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯		0円
一 般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一 般 2	上記以外		37,200円

### ○利用者負担額の助成はないの？

保護者の所得税額に応じて、広島市の助成制度の適用により利用者負担額が軽減される場合があります。

国基準の利用者負担			広島市の助成制度適用後の利用者負担		
階層区分		上限月額	階層区分		上限月額
生活保護世帯・ 市民税非課税世帯		0円	生活保護世帯・ 市民税非課税世帯		0円
市 民 税 課 税 世 帯	市民税所得割 28万円未満	4,600円	市 民 税 非 課 税	均等割のみ課税	1,250円
				所得割課税	2,050円
			市 民 税 課 税	所得税額 15,000円 以下	4,450円
				所得税額 15,001円 ～40,000円	※13,050 円
	所得税額 40,001円 ～70,000円	※17,020 円			
市民税所得割 28万円以上	37,200円	市 民 税 課 税	所得税額 70,001円 以上	※37,200 円	

※国と市の上限額を比べて、低額の方が適用されます。